

裁判手続における技術説明会について

令和7年度知財活用検討委員会第1部会

堀籠 佳典、岩永 勇二、山口 和弘、岡田 恭伸、宮口 真介

要 約

「知財訴訟における効果的な訴訟進行を担保するための方策に関する検討及び提言」として、当委員会にて裁判で行われる技術説明会について検討した。技術説明会は裁判官の技術的理解を助けることを目的とするため、弁理士が知的財産訴訟に適切に関わるために最も重要な要素である。

当委員会では、昨年度は、「知財訴訟における効果的な訴訟進行を担保するための方策に関する検討及び提言」として特に技術説明会の意義を含め様々な検討を行った。また、当委員会では知的財産高等裁判所との意見交換を行い、技術説明会の目的、留意点等について確認し、有益な情報を得ることができた。

本書は、その結果の報告及び提言を行うものである。

目次

1. はじめに
2. 技術説明会の概要
3. 手続きの概略
4. 弁理士が技術説明会において留意すべき点
5. オンラインでの実施について
6. 知的財産高等裁判所との意見交換会について
7. 提言
8. おわりに

1. はじめに

技術説明会に厳密な定義はないが、東京地方裁判所の審理モデル⁽¹⁾では、技術説明会は、「当事者双方が、それぞれの主張を要約し、口頭で説明する最終プレゼンテーション」であり、通常、各当事者に30分ないし1時間程度の持ち時間を与えて行われる。

技術説明会は、その名からは、技術内容が複雑な事案において、裁判官に背景となる技術の内容を正確に理解してもらうための説明（すなわち、純粋な技術事項について説明）をイメージしてしまうが、実際の技術説明会では、純粋な技術的事項の説明にとどまらず、当事者の主張をわかりやすく説明したり、技術常識等についての補足的な説明を行ったりすることが多い。その意味で、プレゼンテーションないしは争点説明会と呼んだ方が適切かもしれない⁽²⁾。

2. 技術説明会の概要

(1) 技術説明会は、東京地裁の審理モデル⁽³⁾では、第4回弁論準備手続：無効の抗弁に対する原告の反論タイミングで、大阪地裁の審理モデル⁽⁴⁾では、第5回弁論準備手続（240日）：無効の抗弁に対する原告の反論（第4回弁論準備）の後に行われるものとされており、知財高裁（審決取消訴訟）の審理要領⁽⁵⁾では、第2回又は第3回弁論準備手続期日あるいは第1回口頭弁論期日において行われるものとされている。裁判所から要請されて行うこともあれば、当事者の希望に基づいて行われることもある（裁判所調査官の提案により技術説明会が行われることも

あるようである。)

(2) 技術説明会の目的の一つは、技術内容の複雑な事案において裁判所がその技術内容の理解を促進することにある。最近の裁判では積極的に技術説明会が行われるようになってきていると言われているが⁽⁶⁾、統一的な基準があるわけではなく、部によってある程度の違いがある。

なお、近年は、事前に、裁判所から関心事項や特に説明を求める事項が示されることも多い（特に侵害訴訟事件の場合）。言うまでもなく、裁判所の関心事項は結論に影響を与える事項であることが多く、裁判所がどの点に関心を持っているのかを事前に知ることができることは当事者としては有益である。当然のことながら、その場合は、当事者の主張全般にわたって総花的な説明を行うのではなく、説明を求められた事項を中心にポイントを絞った説明が求められる。

(3) 技術説明会には専門委員が関与することが多い。当委員会の調査官経験者の意見としては専門委員の選定方法に課題意識があるとされている。特に技術分野分野、論点に合う専門委員を探すことは非常に難しいこともある。

(4) 技術説明会のための特殊な期日があるわけではなく、口頭弁論期日や弁論準備期日において技術説明が行われる。口頭弁論期日は公開の法廷において裁判官の面前でやり取りを行う期日であり（民事訴訟法 87 条以下、148 条以下）、傍聴席には傍聴人がいることがあるのに対し、弁論準備期日は非公開の場で争点と証拠を整理する手続きである（民事訴訟法 168 条以下）。技術説明の内容やそれに関する質疑が製品の製造方法やビジネス手法など秘密・非公開事項に及ぶ可能性がある場合には、弁論準備期日とした方が好ましいと言えよう。

3. 手続きの概略

3. 1 技術説明会の実施の決定及び実施すべき期日の指定

裁判所は、事案の性質や当事者の意見を聞いたうえで、技術説明会を行うのが適切であると判断すれば、技術説明会を実施することとし⁽⁷⁾、そのための期日を当事者と調整して決定する。技術説明会の実施が決定すると、専門委員の選定・選任、裁判所の関心事項の当事者への通知、専門委員に送付する訴訟資料の選択・送付、プレゼン資料の準備・提出等についてのスケジュールリングが必要となり、実際に技術説明会を実施するまでに 2 か月以上の時間が必要となる。

3. 2 専門委員の選定・選任

裁判所は、問題となっている技術分野や争点の性質を踏まえて、複数の専門委員候補者をピックアップし、両当事者に連絡する。各当事者は、これらの専門委員候補者について利害関係の有無等について意見を述べ、裁判所はこれを踏まえて専門委員を選任する。

3. 3 専門委員への訴訟資料の送付

専門委員の選任と併せて、裁判所は専門委員に送付するための訴訟記録（主張書面及び書証）を選択し、当事者に対しその写しの提出を依頼する。専門委員には事案の内容を理解してもらう必要があるが、特許訴訟では主張書面及び書証が膨大なことも多いので、必要な書面を絞ることが多い。

3. 4 プレゼン資料の提出

技術説明会では、当事者がパワーポイントなどを使用したプレゼンテーションを行うのが通常であるが、事前に、これを打ち出した資料を裁判所（及び相手方当事者）に証拠として提出することが多い。当然のことながら、当事者間の公平を期するため、提出期限は両当事者に対し同じ日が定められる。

3. 5 技術説明会当日

技術説明会当日は、事前に提出したプレゼン資料を使用してプレゼンテーションを行う。以前は、プロジェク

ターを使用してプレゼンをすることが多かったが、ビジネスコートでは、大型のディスプレイが複数設置されているので、当事者のPC等をそれに接続してプレゼン資料を映し出すことが出来るようになっている（ビジネスコートの機器への接続が必要なので、初めての場合には時間に余裕をもって出頭することを薦める。また、プロジェクター用のスクリーンに使用されるレーザーポインタは、液晶のディスプレイでは使用できない（認識できない）ので、注意が必要である。）。技術説明会では比較的時間が厳格に守られているので、時間内にプレゼンを終わらせるようにすることが肝要である。

また、プレゼンの後は、相手方からのプレゼン内容についての質問や専門委員、調査官、裁判官からの質問がなされるので、それについても準備をしておくことが好ましい。

4. 弁理士が技術説明会において留意すべき点

技術説明会においては専門委員と裁判所の橋渡し役を期待されている。原告側、被告側いずれの場合にも、プレゼン資料や質疑応答対策など、依頼人と相談の上、入念に準備すべきである。

特に、技術説明会には、法律の専門家である裁判官と、技術的な専門家である専門委員と、法律及び技術の双方の知見を有する調査官と、が参加される場合がある。このため、弁理士としては、裁判官に伝わるような分かりやすい説明が求められるとともに、技術的に精通している調査官及び専門委員の質問などに対応できる技術的知識が求められる。技術説明会の参加者は異なるバックグラウンドを有していることを念頭において、場面に応じて説明の仕方や内容を工夫することが好ましい。

予め何を重点的に説明すべきか、必要に応じて裁判所に確認することも可能であるため、弁論準備等で確認してもよい。

5. オンラインでの実施について

近時、全当事者が同じ部屋に集まるとは限らず、当事者の一部または全部がオンラインで参加する場合もある。特に専門委員は遠隔地の方が多く、オンラインになる可能性も高い。オンライン会議の一般的な注意点は意識すべきである。例えば注意事項としてマイクを適切に使用して、声が適切に届いているか等の確認が必要である。特にオンラインでは誰が発言したかわからないことがあるので、最初に名乗ってから発話することが重要である。また、発言者が原告か被告かもわからないことがあるのでどちらの代理人であるかも名前の前に明言することが望ましい。

6. 知的財産高等裁判所との意見交換会について

知的財産高等裁判所との意見交換会を令和7年2月7日に実施した。その議事録は非公開であるが、有益な意見交換を行うことができた。

7. 提言

技術説明会は、審理の最終段階で実施されることが多いため、裁判所の心証が完全に固まった後に開催されているのではないかと懸念する意見もある。そこで、当事者の申立により訴訟の早い段階での技術説明会の開催が検討されてもよい。例えば、争点の前提となる背景技術が複雑である場合、争点に直接関係しないものの、紛争の実態を理解する上で早期に事情を把握しておく必要がある場合、進歩性の争点となる部分の早期に整理する必要がある場合等には、裁判所に対して必要性を説明のうえ、早期開催を提案しても良いのではないかと考える。

8. おわりに

特許訴訟では、技術内容が複雑であったり、争点が多岐にわたることがあるため、技術説明会は、裁判官の理解を助ける上で有用である。この技術説明会をより効果的に行うためには、プレゼン資料や質疑応答対策など、依頼人と相談の上、入念に準備するなど、弁理士に期待される役割を十分に果たす必要がある。その際、弁理士として

は、裁判官に伝わるような分かりやすい説明が求められるとともに、技術的に精通している調査官及び専門委員の質問などに対応できる技術的知識が求められることに十分留意すべきであろう。また、技術説明会の参加者は異なるバックグラウンドを有していることを念頭において、場面に応じて説明の仕方や内容を工夫することが好ましい。さらに、技術説明会の早期開催の提案など、事案の性質に応じた柔軟な運用についても検討・提案していくべきである。

(注)

(1) <https://www.courts.go.jp/tokyo/vc-files/tokyo/file/tizai-singairon1.pdf> (2025 年 12 月 25 日閲覧)

(2) 特許事件以外の事件（商標事件等）においてプレゼンテーションがなされることもある。

(3) <https://www.courts.go.jp/tokyo/vc-files/tokyo/file/tizai-singairon1.pdf> (2025 年 12 月 25 日閲覧)

(4) <https://www.courts.go.jp/osaka/vc-files/osaka/file/sinrimoderu2013331.pdf> (同上)

(5) https://www.ip.courts.go.jp/tetuduki/form/form_youkou/index.html (同上)

(6) 牧野 知彦．“特許訴訟における技術説明会”．パテント、2013、Vol.66 No.12、p.98-103.

(7) 上述のとおり、一般論として、裁判所は技術説明会の実施に積極的である。

(原稿受領 2026.1.6)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 飯田 昇
同 加藤 佳史

応募資格	知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません） ※論文は未発表のものに限ります。
掲載	原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1 テーマにつき 1 原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
テーマ	知的財産に関するもの
字数	5,000 字以上～20,000 字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと ※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
応募予告	メールにて応募予告をしてください。 ①論文の題名（仮題で可） ②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・E-mail）を明記のこと
論文送付先	日本弁理士会 広報室「パテント」担当 TEL:03-3519-2361 E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-6 東京倶楽部ビルディング14階
投稿要領・掲載基準	https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/
選考方法	会誌編集部にて審査いたします。 審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。